

## 一般教育訓練給付制度について

### 【申請の流れ】

#### 1) 支給要件照会について（自分自身が支給を受けられるか？）

上記で配布された「支給要件照会票」を本人の住居所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に提出し、受給資格の有無について各自確認してください。

照会結果は「教育訓練給付金支給要件回答書」によって回答がありますので、【写し(コピー)】を各キャンパスの大学院事務に提出してください。※本人の住居所を管轄するハローワークは次の URL より確認してください。

#### 2) 大学への提出期限について【注意】

##### ◆学位記授与式当日受領希望者

【注意】学位記授与式当日受取り希望者は、**出席キャンパス**をお知らせください。

##### ➢ 大田原キャンパス**以外**のキャンパスへ提出した場合の提出期限

申請書類提出期限：平成 29 年 2 月 15 日（水）17 時まで必着

##### ➢ 大田原キャンパスへ提出した場合の提出期限

申請書類提出期限：平成 29 年 2 月 20 日（月）17 時まで必着

##### ◆郵送受取り希望者・窓口受領希望者（学位記授与式以降、4 月 20 日までに受領希望者）

##### ➢ 大田原キャンパス**以外**のキャンパスへ提出した場合の提出期限

申請書類提出期限：平成 29 年 3 月 31 日（金）17 時まで必着

##### ➢ 大田原キャンパスへ提出した場合の提出期限

申請書類提出期限：平成 29 年 4 月 5 日（水）17 時まで必着

#### 3) 大学へ提出する書類について【注意】

①「教育訓練給付金支給要件回答書」の写し(コピー)

②「教育訓練給付制度申請に関わる書類の交付願い」

③「各種証明書交付願(教)」→ 納入証明書（@300 円×**在学年限分**）を請求する。

<納入証明書請求方法>

各種証明書交付願(教)に必要な事項を記入し、大学設置の証紙券売機で購入した「証紙」、或いは大田原キャンパス管理棟 1 階の自動証明書発行機で購入した **300 円×在学年限分**の「交付願」又は「定額小為替」添えて請求する。（収入印紙不可）（大田原、熱海には証紙券売機は設置されていません。）

④「教育訓練給付指定講座修了者アンケート」

⑤**郵送を希望する場合は、A4 の入る返信用封筒（封筒に住所記入済・切手貼り済）を事前に提出ください。**

【注意】郵送申請する場合は、申請時に学生の場合は**学生証**、修了生は**身分の証明できるもの（写し）**を添付。

【注意】各種証明書交付願(教)は、在学年限分を申請してください。

#### 4) 大学から申請者への交付書類について

《申請者本人へ交付する書類》

①教育訓練修了証明書 ②納入証明書（在学年限分）③還付金明細書（該当者のみ）

## 5) 受取り方法について ※申請書類提出期限による対応になります。

### ◆学位記授与式当日受取希望者

各地区学位記授与式（伝達式）終了後、会場にてお受け取りください。

#### 【受領日・キャンパス】

- ・平成 29 年 3 月 6 日（月）：福岡・大川キャンパス
- ・平成 29 年 3 月 8 日（水）：大田原キャンパス
- ・平成 29 年 3 月 10 日（金）：小田原キャンパス
- ・平成 29 年 3 月 11 日（土）：青山キャンパス

### ◆窓口受取希望者

学位記授与式以降に「大学院用 WEB 掲示板」院生個別連絡欄に学籍番号をアップしますので、番号確認後、所属キャンパス大学院窓口までお越しください。

### ◆郵送受取希望者

**A4 の入る返信用封筒（封筒に住所記入済・切手貼り済）を事前にご提出ください。**

なお、時効期限内申請者は、郵送のみ対応と致します。※6) を確認ください。

## 6) 本人の住居所を管轄するハローワークへ支給申請を行う

教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が受講修了後に、本人の住居所を管轄するハローワークに対して、必要書類を提出することによって行います。

➤ **申請時期は、教育訓練の受講修了日〔平成 29 年 3 月 31 日〕の翌日から起算して 1 ヶ月以内**※通常申請期限《提出書類》

- ① 教育訓練給付金支給申請書（大学で配布又はハローワークで取得）
- ② 教育訓練修了証明書（申請により大学で発行）
- ③ 納入証明書（申請により在学年限分大学で発行）
- ④ 本人・住所確認書類
- ⑤ 雇用保険被保険者証
- ⑥ 教育訓練給付対象延長通知書（適用対象期間の延長をしていた場合に必要）
- ⑦ 還付金明細書（該当者に大学で発行）

## 7) 時効期間内の申請について

➤ 雇用保険施行規則に記載されている申請期限：受講修了日の翌日から起算して 1 ヶ月以内

➤ 時効の起算点と終点：受講修了日から起算して 2 年を経過する日

申請期限を過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間（2 年間）であれば、申請可能になりました。

**時効についての詳細は下記よりリーフレットをご確認いただけます。**

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000089631.pdf>

《大学への提出書類・交付について》

➤ **時効期間内申請者および今年度修了者で平成 29 年 4 月 5 日以降の申請含む**

- ① 2) の大学への提出期限以外申請については同様。
- ② 交付書類の受取り方法については、**郵送のみ**と致します。※3) 大学への提出書類について**⑤**を確認。」